

## 入札心得

### (趣旨)

第1条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、別に備える設計図書、建設工事請負契約書（案）又は委託契約書（案）、公立大学法人長野大学契約事務規程、この入札心得、現場等を熟覧し、及び承諾した上で入札しなければならない。

### (入札保証金の納付)

第2条 入札参加者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の現金（金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）を納付しなければならない。

2 前項の入札保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 金融機関の定期預金債権
- (2) 金融機関の保証
- (3) その他理事長が確実と認める担保

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき
- (2) 入札参加者が、過去2年間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、入札参加者が、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

### (入札保証金の処理)

第3条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定した後、落札者に対しては契約が確定した後それぞれ還付するものとする。

2 落札者の納付に係る入札保証金は、前項の規定にかかわらず、その者の同意を得て契約保証金の全部又は一部に充当することができる。

### (入札の方法)

第4条 入札参加者は、入札に際し、定められた入札書を使用しなければならない。

2 入札参加者は、本人又は代理人が指定の日時及び場所に出席して、入札書に必要な事項を記入し、自己の氏名を表記の上、封書にして提出しなければならない。ただし、や

むを得ない理由があるときは、入札書を書留郵便又はこれに準ずる方法で提出することができる。この場合においては、封書の表に入札の件名及び「入札書在中」の文字を朱書きしなければならない。

- 3 前項の入札書が所定の期日までに到達しないときは、当該入札はなかったものとする。
- 4 代理人が入札するときは、入札開始時刻までに委任状を提出させ、代理権について確認しなければならない。ただし、工事の請負以外の場合においては、委任状の提出以外の方法で代理権を確認することができる。
- 5 入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人をすることはできない。
- 6 この入札は、工事等の総額について見積もらなければならない。ただし、入札書に記載する金額は、消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を記載し、かつ、入札に付する事項ごとに作成しなければならない。
- 7 入札者が入札書に記載する事項を訂正する場合には、当該訂正部分について入札者が訂正印を押印しておかななければならない。
- 8 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

#### (入札の辞退)

第5条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。
  - (1) 入札執行前であっても、入札辞退届出書(別記様式)を直接持参し、又は郵送して行う。ただし、郵送による場合は入札日の前日までに到着するものに限る。
  - (2) 入札執行中であっても、入札辞退届出書又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

#### (入札の取りやめ等)

第6条 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することができる。

#### (無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加するために必要な資格のない者のした入札又は代理権の確認を受けない代理人がした入札

- (2) 入札書の記載事項の入札金額又は入札者の氏名、その他主要な事項が識別し難い入札
- (3) 入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金が第2条第1項に規定する額に達しない者がした入札
- (4) 郵便等による入札であって、公告で別に指定しない場合において、入札開始時刻までに到着しない入札
- (5) 入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正行為による入札
- (7) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第8条 開札は、入札締切時刻の経過後直ちにその場で、入札者を立ち合わせて行わなければならない。

- 2 前項本文の規定により開札する場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(落札者及び落札価格の決定)

第9条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、予定価格の制限の範囲内をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

- (1) 最低制限価格を設けてある場合に、入札価格が最低制限価格未満であるとき。
  - (2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。
  - (3) 落札者となるべき者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すことになるとおそれがある著しく不相当であると認められるとき。
- 2 前項第2号又は第3号に該当する入札を行った者は、理事長の行う調査に協力しなければならない。
  - 3 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。
  - 4 前項本文の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かないものがあるときは、これに代わって入札事務に関係のない本学職員にくじを引かせるものとする。
  - 5 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数のあるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

(再入札)

- 第10条 開札をした場合において、入札のうち予定価格の範囲内での入札がないときは、入札条件を変更しないでその場で直ちに再入札に付することができる。この場合において、再入札は1回とする。
- 2 初度の入札又は再入札に参加しなかった者及び当該入札が無効とされた者は、再入札又は再々入札に加わることができない。

(総合評価落札方式)

- 第11条 公立大学法人長野大学会計規程第38条第3項に規定するところにより、最低価格落札方式では十分に対応できない契約であると認めるときは、総合評価落札方式を採用することができる。

(契約保証金の納付)

- 第12条 法人と契約を締結する者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）を納付しなければならない。
- 2 前項の契約保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
- (1) 金融機関の定期預金債権
  - (2) 金融機関の保証
  - (3) その他理事長が確実と認める担保

(契約保証金の納付の免除)

- 第13条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (1) 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき
  - (2) 法人が、契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他工事履行保証契約の引受けをすることができる金融機関として上田市が定める金融機関と工事履行保証契約を締結したとき
  - (3) 公立大学法人長野大学契約事務規程第2条の規定による資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき
  - (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき
  - (5) 物件を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき
  - (6) 官公署又はこれに準ずる公共的団体との契約若しくは電気、ガス又は水の供給を受ける契約を締結するとき

- (7) 不動産の買入れ、不動産若しくは物品の借入れ、委託その他契約の性質又は目的が競争入札に適しないものの契約を締結するとき
- (8) 国、地方公共団体、独立行政法人その他の地方独立行政法人の一般競争又は指名競争入札の参加資格を有する者が、過去2年の間、地方公共団体、独立行政法人その他の地方独立行政法人と同種で同程度の規模であると認められる契約を締結しこれを誠実に履行したと認められるとき
- (9) 随意契約の方法により契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき

#### (契約保証金の処理)

第14条 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行した後に返還するものとする。

- 2 契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、法人に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

#### (契約の締結)

第15条 契約書の取り交わしは、遅滞なく実施するものとする。ただし、契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、合理的と認める期間に実施することとする。

- 2 契約の期間は、1年以内の期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、その契約の性質上、翌年度以降にわたる契約期間とすることが適当なものについては、1年を超える期間の契約（以下「長期継続契約」という。）とすることができる。
- 4 長期継続契約に関する事項は、別に定める。

#### (工事等の着手)

第16条 契約人は、契約（本契約）締結後10日以内に、工事等に着手しなければならない。

#### (技術者の配置等)

第17条 契約人は、建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する技術者又は別に定める要件を満たす技術者を配置しなければならない。

- 2 契約人は、契約した工事に係る下請代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる工事については、その下請の状況を文書で理事長に報告しなければならない。

備考

- 1 工事等に要する材料購入の場合にもこれに準じて作成すること。
- 2 債務負担行為に基づく工事については、その旨周知すること。